

【町長挨拶】

おはようございます。令和8年9月の定例記者会見をご案内のところ、多くのマスコミの方にお越しいただきまして、ありがとうございます。まず始めに、町の主なイベントについて担当から説明させていただきます。その後、事前質問いただいております「南昌みらい高校の体育館の整備」について、私から分かる範囲内でお話いたします。報道各社さんをお願いしたいのは、南昌みらい高校の体育館の整備について、県当局が訴える（提起がなされた）というのはマスコミの報道で知ったので、また手元に訴えの内容が来ておりません。そこで今日はそういう状況ですので踏み込んだお話ができるか分かりませんが、知り得ていることは全てお話をさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。それでは本日は3項目にわたってお知らせがございましたので発表内容に移ります。

【内容発表】

1 令和8年度矢巾町秋まつりの開催について（産業観光課）

毎年開催しております「矢巾町秋まつり」について、今年も盛大に開催させていただきます。日時は10月17日（土）、18日（日）いずれも午前10時から午後4時まで。会場は矢巾町役場南側特設会場にて行います。内容についてはステージイベント、餅まき、一歳児一升餅歩行大会といった毎年大人気のイベントを取り揃えております。17日（土）には矢巾町応援アンバサダーであるZENDAMANさんによるステージがございますし、18日（日）には大餅まき大会を開催させていただきます。10月にも追加で情報提供させていただければと思いますので、ぜひともPRお願いします。

2 第61回矢巾町芸術祭の開催について（文化スポーツ課）

今年度も町内で活動されている芸術文化団体や個人の発表機会を提供と、町の芸術文化振興を図ることを目的として矢巾町芸術祭を開催します。今年は昨年から一部開催方法を変更して実施します。舞踊部門、邦楽・ダンス部門については9月27日（日）に田園ホールにて開催し、午前に舞踊部門、午後に邦楽・ダンス部門を行います。展示部門については10月17日（土）、18日（日）の2日間、午前9時から午後5時まで矢巾町公民館にて開催します。器楽・声楽部門については11月1日（日）の午前9時から田園ホールにて開催します。こちらは町のYouTubeでの配信も予定しておりますので、会場に来られない方はそちらをご覧くださいと思います。いずれも入場無料ですので、多くの方に足を運んでいただき、日頃の練習の成果を楽しんでいただければと思います。

3 市街地循環バス「やはばす」の土曜運行について（企画財政課）

やはバスは矢幅駅を交通結節点として、岩手医科大学附属病院方面や矢巾町役場方面を循環するコミュニティバスです。10月より岩手医科大学附属病院の土曜日の診療時間に変更されることを踏まえ、平日に加えて新たに第1土曜日の運航を開始します。運行は、岩手医科大学附属病院の診療日に合わせ第1土曜日に運行し、第1土曜日が祝日などと重なり診療日がずれる場合は、第2土曜日に運行となります。また、運行ルー

トとダイヤについては平日と同様です。町内外の皆さまに広く利用していただければと思います。

【質疑】

《市街地循環バス「やはばす」の土曜運行について》

●記者

以前から土曜日の診療はあったと思うが、どのような診療時間の変更があったのか。

●担当者

土曜日の診療時間については、これまで第1土曜日の午前と第4土曜日の午前に行っていたものを第1土曜日の午前と午後に集約されるような形で変更がありましたので、それに合わせて運航日を拡大することになりました。

《その他の内容について》

●記者

南昌みらい高校隣地に県と矢巾町が共同で建設を計画していた体育施設に関連し、県が矢巾町に損害賠償を求める調停を8月31日に申し立てた件について、受け止めに伺う。

●町長

先ほど冒頭で申し上げた通り、私どもも訴えの提起をなされたことはマスコミの報道で知り、訴えの内容は把握しておりません。そこで皆様のご期待に沿うコメントになるか分かりませんが、通り一遍のことでお話させていただきます。調停の申し立てを受けたことに関する受け止めについてですが、県の当局が本町に対して調停の送達を行ったということに対し、私どもも担当弁護士と十分に相談し、訴えの内容を精査しながら進めて参ります。ただこのことについては県の教育委員会には再三再四申し上げてきており、特に県の教育長に対して、トップ同士で協議を進めるようお願いしていましたが、今回そのことが実現できず、この司法の場で解決を図っていくことになったことについては非常に残念なことであり、忸怩たる思いがあります。

それから県の当局のこれまでの進め方について、例えば覚書の解除のこととか、損害賠償責任を求めることとか、スクールバスの送迎に関することも含めて、前もって話が無く、いきなり文書で進められてきたことについては、私どもといたしましても本当に残念なことであります。これまでも県と市町村は連携しながらいろんな事業に取り組んできている中で、少しでも話し合いに応じていただくようにできればと、残念でなりません。県にも考えがあり、これは司法の場で明らかにされていくと思いますので、よろしく願いいたします

●記者

体育施設整備の中止に伴い、高校の生徒への影響が続いていることについてはどのように考えるか。

●町長

南昌みらい高校は県立学校でありますがおらほの町の学校だという思いがあります。矢巾町は「音楽のまち」を宣言しておりますが、統合する前の不来方高校では田園ホールもお使いいただいて、一緒になって進んできたという思いがあり、私どもといたしましては今回のことで南昌みらい高校の生徒の皆様に残念な思いをさせていることは本当に心苦しいことです。生徒の皆様のためにも早期に解決できるようにしっかり取り組んで行きたいと思っております。

●記者

これまでの経緯について、覚書が締結されたのが 2024 年の 5 月で、その年の 10 月にゼロベースでの協議を申し入れているが、このタイミングでなぜ方針転換されたのか伺う。

●町長

覚書については、その細部にわたっていろんな取り決めをしなければならなかったわけです。やはりこの事業は大きな事業で、県民の皆様の負担になるすごく重要な事業です。そのため一つ一つ丁寧に手続きを踏んでいかなければなりません。覚書だけでなく、協定書などを取り交わしながら、細部にわたって協議なされなければなりません。そういうゼロベースに至った経過もあるため、司法の場で丁寧に説明をしていきたいと思っております。このゼロベースの考え方については司法の場に委ねられたわけですので、細かいお話は差し控えさせていただきますが、しっかりと司法の場で対応させていただきます。

●記者

もちろん生徒さんの気持ちもありますけれども矢巾町の住民の方々もこの問題については心配に感じているところもあると思います。住民の有志の方でそういった説明会の機会を設けたいという動きもありましたが、町としては住民への説明に関してはどのようにお考えか。

●町長

まず今年の 6 月 17 日、県の教育長さんが定例記者会見の中でコメントされており、「町との間で事案に対する見解が相違している状況の中で住民説明を開催するのは難しいものと考えております。したがって今後の対応につきましては先ほど申したとおり司法の場での解決に向けて当面注力をして参ります。」これは県の教育長さんの正式なコメントでございます。やはりこの事案については、当事者同士がもっと話し合いをするべきではなかったのかと思います。県の当局もおそらくそのことを踏まえて住民説明を実施するものは難しいというお話をされていると思います。私らもそのことを踏まえて、今のところは住民説明会の開催は考えておりません。今後のことについては担当弁護士にお願いしたわけですので、その担当弁護士からの指導助言を仰ぎながら適切な対応をして参りたいと思っております。

●記者

今回住民が求めた住民説明会に町も参加を求められたと思いますが、こちらに参加しなかった理由を伺う。

●町長

先ほど申した通りでございます。こういう事案こそ当事者同士が話し合いしなけければいけないと思います。県の当局には再三再四話し合いを申し入れしておりますので、住民説明の前に当事者同士で胸襟を開いて話し合いをすべきではないか。だから県がどういう対応をされるか分からないので、住民の有志が説明会を開催することについて議会でも話したとおり対応はできません。ただ担当弁護士ともこのことについては協議して、指導助言を仰ぎながら、適切な対応をしていきたいと考えております。それから町内では地域コミュニティがあり、今年の4月14日のコミュニティ会長会議でこのことについての経緯もお話をさせていただいておりますし、ホームページでも町民の皆様にお知らせをしております。調停の内容が分からないため、はっきりとしたコメントはできませんが、今後は司法の場で対応になりますので、ご理解いただきたいと思います。

●記者

住民から情報公開請求あったかと思いますが、不開示にした理由を伺う。

●担当

情報公開請求については、すでに法的手続きに入っていく段階になりますので不開示としております。

●記者

法的手続きの以前に、他の方からも昨年情報公開請求があったかと思いますがこちらの方については。

●担当

そちらについても訴えを起こすという情報が入っており、こちらとしても準備期間に入っておりましたので、不開示としております。

【町長よりコメント】

今回の事案についてまとめてきましたので、それを話させていただきます。

南昌みらい高校の体育館の整備につきましては、これまで私は、岩手県教育委員会教育長に対し、町と県の認識に相違があるからこそ、まずはトップ同士で直接協議する必要があると考え、再三にわたって協議を要望して参りました。しかしながら、これまで具体的な回答はなく、協議の機会も設けられておりません。

また、町民の皆様への説明についても、県と町がそれぞれの立場から別々に説明するのではなく、まず双方に事実関係や認識を整理した上で、できる限り統一した説明を行うことが望ましいと考え、その旨を県に申し入れて参りました。そのような中、県の教育長は今年の6月17日の記者会見において、町との間で事案に関する見解が相違して

いる状況では住民説明を実施することは難しく、司法の場での解決に向けて当面注力する旨の発言をされたものと認識しております。さらに8月31日付で盛岡簡易裁判所に民事調停が申し立てられたと承知しておりますので、この件は現在、裁判所の手続きの中で双方の主張や事実関係を整理していく段階に入っているものと受け止めております。このような状況において、町と県がそれぞれの立場から調停手続きとは別の場で本件に関する具体的な主張や見解を住民の皆さまに説明することについては、町として慎重であるべきだと考えているところであります。したがって、今回の説明会についても町として出席する予定はありません。

なお、これは住民の皆様への説明責任を否定するものではありません。町として説明すべき責任があると十分認識しておりますが、現在は調停が申し立てられたところあります。これからの具体的な争点についてはおそらく、県も代理人を設けられると思うので、双方の代理人を通じて適切に対応し、調停への影響にも十分配慮しながら、説明できる時期になりましたら適切に説明をして参りたいということでご理解いただきたいと思います。

(10時00分 終了)